

地球温暖化対策推進法に基づく「環境配慮基準（素案）」に対する パブリックコメント対応一覧

地球温暖化対策推進法に基づく「環境配慮基準（素案）」について、パブリックコメントを実施しましたところ、貴重なご意見をいただき厚くお礼申し上げます。

いただいたご意見に対する県の考え方をまとめましたので、公表します。

1. パブリックコメントの期間

令和4年12月9日（金）～令和5年1月9日（月）

2. 意見数

10件

3. 意見への対応区分の内容

区分	対応内容	件数
A	環境配慮基準（素案）に修正を加え、反映させたもの	2件
B	環境配慮基準（素案）に既に盛り込まれているもの、環境配慮基準（素案）の考え方や姿勢に合致し、今後、作成・遂行の中で反映させていくもの	1件
C	今後の施策を進める際の参考等とするもの	1件
D	反映が困難なもの	1件
E	その他	5件
	合 計	10件

※ 環境配慮基準（素案）に対する意見募集のため、この内容以外の意見等については、計上しておりません。何卒、ご了承ください。

4. 提出されたご意見の要旨及び県の考え方

別添のとおり。

【別添】 ご意見の要旨及び県の考え方

No.	対応区分	意見の要旨	意見に対する考え方
1	D	<p>世界中がやっ気になって、CO2 という誰でも知っている化学式を人生をかけて減らそうというようなものについては甚だ疑問である。</p>	<p>2020年10月、我が国において、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことが宣言されました。その後、2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減し、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。県といたしましては、国の考え方に賛同し、脱炭素化社会の構築を目指すべく温室効果ガスの削減に向けた各種取組を行ってまいります。</p>
2	E	<p>酸素を二酸化炭素に交換できるのであれば、二酸化炭素を酸素に交換することも可能なはずだ。これは、植物の光合成によってすでに実現している。人工物である機械化産業の発展に伴う二酸化炭素量の増加については、科学的、生化学的解決手段によつての削減というよりも変換や転換作業が可能な発明を行うために尽力することが先決である。</p>	<p>人工光合成の技術は現在研究が進められており、今後の成果によっては、実用化がなされていくものと考えております。</p>

3	A	<p>「本県の歴史の中で育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産に影響を与えられる区域や、食料の安定供給に不可欠である優良な農地の確保及び有効利用を進めるために必要であると認められる区域等は、促進区域から除外します。」と記載されているが、環境配慮基準は、地球温暖化対策推進法第21条第6項に基づき、地域の自然的社会的条件に応じた「環境の保全」に配慮して定めるものとされていることから、優良農地を環境配慮基準に含める場合、「環境の保全」の観点から当該基準に位置付ける理由が合理的に説明可能であることが前提となる。そのため、第3の考え方については、優良農地の保護が環境保全に資するという方向で、修正が必要と考えられる。</p>	<p>農地は食料の安定供給という役割だけでなく、洪水や土砂崩れの防止、多様な生物の保全、美しい農村風景による景観等多面的機能を併せ持ちます。ご指摘のとおり、優良農地の保護が環境保全に資するという方向での記述が必要であり、第3の考え方については、以下のとおり修正します。</p> <p>③第3の考え方</p> <p>「本県の歴史の中で育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産に影響を与えられる区域や、食料の安定供給だけでなく、洪水や土砂崩れの防止、多様な生物の保全、美しい農村風景の形成等の多面的機能を併せ持つ優良な農地と認められる区域等は、促進区域から除外します。」</p>
4	E	<p>長崎県として特徴的な基準となっており、よく配慮されている。</p>	<p>本県の自然的社会的条件に応じた促進区域の設定に関する環境配慮基準を設定することにより、守るべきところはしっかりと守りつつ、再エネ施設を設置しても問題のないところは導入が促進されるよう関係者と連携して取組を推進してまいります。</p>
5	E	<p>欧米によるCO₂排出削減要求に至るときの再生可能エネルギーのあるべき姿についても今後同様に検討すべき事項について検討準備すべきである。</p>	<p>国際的な要求につきましては、まずは政府により対応方針等の決定がなされるものと理解しております。CO₂排出削減要求につきましては、国際的な動きや政府の動向等を注視してまいります。</p>
6	C	<p>再エネはバランスが重要であったり、リサイクル、リユースをどうするか事前に業界を含めた勉強会や設備化対応、体制作りが重要。</p>	<p>県では、4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）につきまして様々な取組を展開しており、ご意見のあった業界を含めた勉強会や体制づくりにつきましても、引き続き検討してまいります。</p>

7	E	5つの考え方に賛同します。	本県の自然的社会的条件に応じた促進区域の設定に関する環境配慮基準を設定することにより、守るべきところはしっかりと守りつつ、再エネ施設を設置しても問題のないところは導入が促進されるよう関係者と連携して取組を推進してまいります。
8	A	長崎県建築基準条例に定める崖を含む区域についても、防災上の観点から、促進区域に含めることについては慎重な検討が必要ではないか。	<p>ご提案いただきました長崎県建築基準条例に規定する崖（以下、「崖」という。）に限らず、崖を包含する急傾斜地（傾斜度30度以上の土地）につきましても、促進区域から除外するとまではいえないものの、環境の保全への適正な配慮を確保する必要があると判断される区域であることから、第4の考え方に基づき、促進区域の設定に当たって配慮が必要な区域とします。別表2-1（工）及び別表2-2（工）の項目にそれぞれ急傾斜地にかかる記述を下記のとおり追加します。</p> <p><収集すべき情報> 急傾斜地（傾斜度30度以上の土地）の有無</p> <p><収集方法> 設定しようとする区域の現地調査</p> <p><適正な配慮のための考え方> 急傾斜地は促進区域から除外することが望ましいが、促進区域に含める場合は、必要な調査を実施のうえ、土砂災害の発生を誘発、助長するおそれがないよう適切な防止策を検討すること。</p>

9	B	<p>都市計画法第9条第1号から第6号および第8号の地域において、再エネ事業(太陽光)を行う可能性は低いと考えられるが、設置された場合には、当該施設からの反射光等によって近隣の住環境に影響を与えることが推測されることから、促進区域に含めることについては慎重な検討が必要ではないか。</p>	<p>反射光による生活環境への影響については、保全対象施設(住宅、学校、図書館、病院、福祉施設等)の窓や道路に反射光が差し込まないように措置を講じることが基準として設けられています(素案P7(ウ))。</p>
10	E	<p>自然災害の激甚化や経年劣化等も考慮し、パネルの崩れ落ちや飛散リスクにより、多数の人の生命、身体及び財産を脅かす危険性がある区域(鉄道用地・高速道路用地や空港用地)は、促進区域に含めることについて慎重な検討が必要ではないか。</p>	<p>ご提案にあるような区域について、市町は無条件で促進区域に設定できるわけではありません。市町が当該区域を促進区域に含めようとする場合には、関係者(この場合は所有者や管理者)との協議により、促進区域への設定の可否が判断されます。なお、仮に促進区域が設定可能となった場合は、環境保全への適正な配慮が確保されるために必要な措置が講じられることとなります。</p>